



鳥労発基 0510 第4号
令和6年5月10日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第196号）が令和6年5月8日に告示され、令和7年10月1日から適用することとされたところです。

今般、その改正の内容、その他留意事項等について、別添のとおり令和6年5月8日付け基発0508第3号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。



参考

通達等のダウンロード先

1. 令和6年5月8日付け 基発 0508 第3号

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について

ダウンロード先

厚生労働省ホームページ「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容～」内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252602.pdf>



2. 令和6年厚生労働省告示第196号

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件

ダウンロード先

厚生労働省ホームページ「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年5月31日公布））等の内容～」内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252599.pdf>

